

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）		
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【高額介護サービス費等返還金】</p> <p>決裁された事案を施行する場合において、外部に発する文書の発信者名は、市長名を用いる（茨木市文書管理規則第35条第1項）とされているが、返還通知の発信者名を長寿介護課長としていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年10月10日
		今後、返還通知を送付する際の発信者名は市長名とします。	
2	<p>【高額介護サービス費等返還金】</p> <p>歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、督促状による督促をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月20日
		<p>調定した歳入について、現在も未納になっている分にかかる督促状を11月中に送付予定です。（R5. 11. 13）</p> <p>督促状発送日時時点で未納になっている分にかかる督促状を令和5年11月20日に発送しました。</p>	
3	<p>【高額介護サービス費等返還金】</p> <p>市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、規則で定める事項として、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生及び徴収に係る履歴（同条例施行規則第2条）とされている。</p> <p>しかしながら、台帳を整備していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年10月10日
		債権管理台帳を整備しました。定期的に管理職に供覧します。	
4	<p>【医療機関・介護・障害福祉サービス資源把握等に係る業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結伺にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月7日
		次回契約締結伺起票時に、契約保証金を免除する旨及び根拠条項を記載します。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）		
監査対象部課	健康医療部 保険年金課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【国民健康保険システムガバメントクラウド移行業務委託料】</p> <p>業務受託者は、市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者以外のものを委託業務に従事させてはならない（契約書第16条第2項）としているが、市に報告した以外の者を従事させていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年10月30日
		<p>今後は、業務受託者に対し業務に従事するものをすべて報告をするよう求める。</p>	
2	<p>【国民健康保険等コールセンター業務委託料】</p> <p>個人情報について、受託者の方針（任意の様式）を文書で市に提出すること（仕様書13(2)）としているが、方針を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年10月30日
		<p>受託者に提出を求め、受領した。</p>	
3	<p>【国民健康保険等コールセンター業務委託料】</p> <p>受託者は、市と「秘密の保持に係る誓約書」を取り交わすものとする（仕様書16(5)）としているが、誓約書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年10月30日
		<p>仕様の記載が誤っており、市と受託者が取り交わすのは「情報の保護に関する誓約書」であり、「秘密の保持に係る誓約書」は取扱責任者及び業務従事者と市が取り交わすものであった。「情報の保護に関する誓約書」は提出が漏れていたため提出を求め、受領した。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）	
監査対象部課	教育総務部 学務課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 【茨木市学校給食献立システム導入業務委託料】</p> <p>公募型プロポーザル方式により候補者を選定する際には、審査を公正に実施するため、参加申込書及び企画提案書の収受、供覧等の処理の取扱いについて、茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項14において、以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課の職員がプロポーザル選定委員会の委員である場合は、参加申込書については、参加申込業者の住所、業者名、代表者の職・氏名等、業者を判別できる事項をマスキングし、マスキング後の写しを課長まで供覧する。 ・企画提案書については、業者名が判別できないように作成し提出するよう求めた副本を課長まで供覧する。 <p>しかしながら、供覧及び起案の際に業者名等が記載された資料や企画提案書の正本データを添付しており、選定委員の一部が業者を判別できる状態となっていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月1日
	今後、職員がプロポーザル選定委員会の委員である場合は、参加申込書については、参加申込業者が判別できる事項をマスキングし、マスキング後の写しを課長まで供覧するよう、徹底いたします。また、企画提案書については、業者名が判別できないように作成し提出するよう求めた副本を課長まで供覧するよう、徹底いたします	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）	
監査対象部課	教育総務部 学務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市学校給食献立システム導入業務委託料】</p> <p>プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において審査する（実施要項7(2)）としているが、選定会議において審査せず、事務局で審査をしていた。各委員間で審査結果に差異が生じず、事務局で審査する意図であるならば、実施要項を実態に即した記載にするよう見直されたい。</p>	<p>今後、プロポーザルを実施する際は、実施要項を実態に即した記載とするようにいたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）		
監査対象部課	教育総務部 歴史文化財課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【文化財資料館施設管理（軽作業等）業務委託料】</p> <p>予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月7日
		<p>今後、該当するすべての業務において、十分に確認のうえ予定価格調書を作成します。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年8月25日(金)～10月6日(金)		
監査対象部課	教育総務部 中央図書館		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【中央図書館障害者サービス事業報償金】</p> <p>音訳及び点訳を行う資料の選定について、意思決定の記録を残していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月1日
		11月以降の音訳及び点訳を依頼する際には、資料選定について起案し、課内の意思決定を明確にすることを課内で共有しました。	
2	<p>【茨木市立中央図書館バックヤード業務委託料】</p> <p>受託者は業務に必要な限りで、業務従事者の控室、作業機材の保管場所等、本市の施設の一部を使用しようとする場合は、使用届を提出し承認を得たうえで使用することができる(仕様書9(2)①)としており、受託者から使用届が提出されているが、承認に係る起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月13日
		使用届の承認に係る起案・決裁を行いました。今後、使用内容の変更や、委託業者の変更があった場合には届の提出後、速やかに承認に係る起案・決裁を行います。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）	
監査対象部課	教育総務部 中央図書館	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【中央図書館障害者サービス事業報償金】</p> <p>本事業はボランティア団体に依頼し実施しているが、費用負担や実施場所、守秘義務等の重要な事項について、団体への伝達や協議等を行った記録を残していなかった。本事業は団体の協力により成立しており、双方の理解のもとで円滑に事業を進めるため、行き違いや疑義の生じることがないように、重要な事項については明文化することを検討されたい。</p>	<p>今後、事業を開始する時期に、ボランティア団体へ、守秘義務等の重要事項を伝達し、協議書を交わすなど明文化します。</p>
2	<p>【茨木市立中央図書館バックヤード業務委託料】</p> <p>業務統括責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう業務計画書の作成、現場の指揮監督等業務全般の責任を負うものとする（仕様書7（2）①）としており、業務計画書の提出を受けているが、本件業務委託は利用者の利用状況によって業務内容が変動し、事前に業務計画を立てることができないため、仕様書の内容を見直されたい。</p>	<p>今後、実態に合わせ、仕様書の内容を精査します。</p>
3	<p>【茨木市立中央図書館バックヤード業務委託料】</p> <p>相手方に提出させている書類について、提出に関する規定が明文化されていない事例が見受けられた。業務上必要な書類であれば、提出について明文化し、相手方に示されたい。</p>	<p>今後、提出書類について、不要なものは精査し、必要なものは明文化します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年8月25日（金）～ 10月6日（金）	
監査対象部課	水道部 工務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市漏水調査等業務委託料】</p> <p>受託者は、図面による工区書割り及び工程の決定を行い、本市監督員の承認を得ること（特記仕様書1）としており、第1回目の協議の際に提出された工程等を本市監督員が承認しているとのことであった。しかしながら、協議書（打合せ記録票）において、工程等の確認をした記載はあるものの、承認をした記載はなく、また、協議書も課長の閲覧に供していなかった。承認の経緯が不明瞭であるため、明確になるような事務処理を検討されたい。</p>	<p>特記仕様書を改める検討を行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）		
監査対象部課	総務部 秘書課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【会計年度任用職員報酬】</p> <p>所属長は、会計年度任用職員の任用を必要とするときは、その日の10日前までに任命権者に任用申請書を提出しなければならない（茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則第6条第1項）とされているが、当該会計年度任用職員について、任用申請の起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年11月21日
		指摘後、任用申請の起案・決裁を行いました。今後、意思決定を行うときには必ず起案・決裁を行います。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）		
監査対象部課	総務部 人事課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市職員給与関連業務委託料】</p> <p>受託者は、本業務契約締結後、速やかに、実施体制及び実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を市に提出し、事前承認を得た上で本業務の実施を推進するものとする（仕様書9（2）①）としており、受託者から業務実施計画書が提出されているが、承認に係る起案・決裁を行っていません。</p>	措置状況	措置済 令和5年12月13日
		<p>今後、業務委託において、承認が必要な事項については、承認に係る起案・決裁を確実にし、適切に事務処理を行うとともに、再発防止に努めます。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）	
監査対象部課	総務部 人事課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市職員給与関連業務委託料】</p> <p>プロポーザル方式による提案者からの企画、提案の審査について、審査項目のうち、提案額等、各委員間の採点に差異が生じない項目は、担当課において採点を行うことができる（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11（4））こととされている。しかしながら、事務局審査項目のうち、採点の基準が明瞭でない事例が見受けられた。プロポーザルの実施にあたっては、手続の公正性及び客観性が求められることから、採点基準を明記するなど、採点に疑義が生じないよう留意されたい。</p>	<p>今後、プロポーザル方式による業務委託を実施する際は、手続きの公平性及び客観性を確保し、採点に疑義が生じないよう、審査に係る採点基準を明確にし、当該基準を明記することとします。</p>
2	<p>【茨木市職員給与関連業務委託料】</p> <p>本件業務は、業務の省力化と効率化、経費削減を図ること等を目的として業務委託を実施している。これらの目的に沿った効果が上がっているかを判断するには、業務量に加え業務従事者数や従事時間等の情報も必要となる。しかしながら、作業実績報告資料により毎月の作業内容等は把握しているものの、業務従事者数や従事時間についての報告を求めていなかった。</p> <p>業務の状況把握及び今後の適正な委託料算定等に役立てるため、詳細な対応件数に加え、日々の業務従事者の人数や従事時間についても報告を受け、把握することを検討されたい。</p>	<p>業務委託の状況把握や今後の適正な委託料の算定のため、委託事業者から業務従事者の人数や従事時間について、報告を行うよう申し入れを行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）		
監査対象部課	総務部 市民税課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【市税関連業務委託料】 受託者は再委託先の現地検査を行い、書面で委託者に現地検査報告書を提出すること（仕様書9.1(2)）としているが、報告書を提出させていなかった。	措置状況	措置済 令和5年10月26日
		報告書を提出済。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）
監査対象部課	総務部 市民税課
委員意見	今後の方針等
<p>1 【市税関連業務委託料】</p> <p>特定個人情報取扱事務の再委託については、市は、再委託先において市と同等の安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認する（茨木市個人情報の適正な取扱いに関する取扱指針第33第2項(※)）とされており、安全管理措置の内容については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等）において定められている。</p> <p>本件業務委託においては、特定個人情報を含む業務の一部を再委託しており、再委託先の実地検査や管理状況報告書の提出など、一定の措置は講じているが、ガイドラインで求められる安全管理措置の水準を満たしているかを確認するには、内容が不十分であった。</p> <p>再委託先の特定個人情報の取扱いの確認方法について検討されたい。</p> <p>(※)契約当時は、茨木市特定個人情報取扱指針第7(2)（令和5年4月廃止）による。</p>	<p>特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を参考に検討する。</p>
<p>2 【市税関連業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、平成28年度から数度の契約更改を経て継続して実施しており、このような長期間にわたる委託については、経済性、有効性及び効率性の観点から、適宜検証が必要となる。</p> <p>本件業務委託のような事務の委託において、事務の効率的な遂行状況の把握や、委託金額の妥当性の検証を行うためには、業務量に加え業務従事者数や従事時間等の情報も必要となる。</p> <p>しかしながら、業務実績報告書等により日々の作業内容や処理件数、業務従事者数等は把握しているものの、業務従事時間についての報告を求めていなかった。</p> <p>報告内容を見直し、業務量と従事時間の関連性の検証等を通じた委託先の業務の効率化の促進や、時間単価を考慮した委託料算出のために活用することを検討されたい。</p>	<p>令和6年1月から業務従事時間についても報告するように委託業者と調整。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）		
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【産前産後ホームヘルパー派遣事業負担金】</p> <p>督促状による督促に係る起案・決裁を行っていないかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年12月21日
		未納付の利用者負担金がある場合は、起案・決裁のうえ、督促状を送付する。	
2	<p>【産前・産後ホームヘルパー派遣事業委託料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第6条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年12月21日
		令和6年度契約より、本件業務委託にかかる契約保証金免除の旨およびその根拠条項を契約締結時に記載する。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）	
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【産前・産後ホームヘルパー派遣事業委託料】</p> <p>本件業務委託は、予定価格（単価）を設定し、予定価格以下の最低価格となる見積書提出者が複数あるときは、最低価格を提示した全ての事業者を採用しているが、単価については介護保険制度の指定居宅サービス介護給付費単位を基に積算しており、事業者間で差が生じないため、単価を公表した上で事業者を募集する等、事業者選定方法について検討されたい。</p>	<p>市から指定を受けた事業者であり、サービス等の質は担保できていると考えるため、令和6年度以降の介護保険事業所、障害福祉サービス事業所との契約は、単価を公表したうえで事業者を募集し、契約は随意契約とする方向で検討をすすめる。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）		
監査対象部課	こども育成部 発達支援課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【すくすく親子教室利用料】 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、納入通知書により、遅くとも納期の10日前までに納入義務者に通知しなければならない（茨木市財務規則第28条）とされているが、納期の10日前までに納入義務者に通知していない事例が見受けられた。	措置状況	措置済 令和5年12月12日
		今後、対応に留意いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）	
監査対象部課	こども育成部 発達支援課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【すくすく親子教室利用料】</p> <p>歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされており、督促状に記載すべき事項として、債務者の住所及び氏名、債権の名称、債権金額とその内容、履行期限、債権の発生年度（茨木市債権管理マニュアル 非強制徴収公債権・私債権版）とされている。</p> <p>納期限を過ぎても利用料の納入がない場合に当該利用者に通知するため、通知文の様式を作成しているが、督促状としての内容が不十分であるため、必要な事項を記載した内容に見直されたい。</p>	督促状に記載すべき事項を加えました。

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）	
監査対象部課		選挙管理委員会事務局	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙に伴う期日前投票管理者・立会人報酬】</p> <p>期日前投票立会人の変更に伴う選任通知について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年12月12日
		<p>今後、速やかに起案します。また、日付については処理日とします。</p>	
2	<p>【大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙ポスター掲示場管理及び撤去業務委託料】</p> <p>事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年12月12日
		<p>今後は、「この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、この見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。」と記載します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年10月10日（火）～ 11月21日（火）	
監査対象部課	選挙管理委員会事務局	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙ポスター掲示場管理及び撤去業務委託料】</p> <p>普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式は、一般的に一者特命随意契約と呼ばれている。一者特命随意契約は、競争入札に比べて公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本市では、随意契約を用いるにあたって、技術の特殊性や経済的合理性等を客観的、総合的に判断した理由等を整理するとともに、詳しく具体的な説明を記載することとしている。</p> <p>本件業務委託は、随意契約の理由を「競争入札に付した場合は、落札までに時間を要する」ためとしているが、当該業務の対象となる選挙は、あらかじめ期日が示されており、相当の準備期間があることから、この理由では、一者特命随意契約の相手方を選定する合理的で客観的な説明がなされているとは言いがたい。選定した理由を整理されたい。</p>	<p>今後、選定理由として、「前年度において、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙ポスター掲示場設置業務を委託した業者は、掲示場の場所等に精通していることから、撤去についても効率的、経済的な業務遂行が期待できるため」とします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	企画財政部 契約検査課（総務部 総務課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【軽自動車定期検査修繕料及び車両管理】</p> <p>車両の管理について、市長は、整備管理者を職員のうちから定めなければならない（茨木市車両管理規程第9条）とし、整備管理者は、毎年度車両整備計画を立て、それに基づき検査受整備及び中間整備を実施し、所属長は、当該計画を車両整備計画書により速やかに総務課長に提出しなければならない（同規程第18条）としている。</p> <p>しかしながら、道路運送車両法の規定上、本市は整備管理者の設置が不要であるため選任しておらず、所属長に対しても車両整備計画書の提出を求めていなかった。</p> <p>規程の内容が実態に即していないので、整理されたい。</p>	茨木市車両管理規程の一部改正を実施する。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	企画財政部 DX推進チーム	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【ノーコード開発プラットフォーム導入業務委託料】</p> <p>相手方に入札書の内訳書を提出させていたが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、提出について明文化し、相手方に示されたい。</p>	<p>契約書の作成において必要なもの等、業務上必要な書類の提出を求める場合は、文書で相手方に示すようにしてまいります。また、課内で当事案の情報共有を行いました。</p>
2	<p>【茨木市業務改革（BPR）支援業務委託料】</p> <p>プロポーザル審査にあたり、審査基準には、審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記する（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(1)）とされている。</p> <p>本件業務委託に係るプロポーザルにおいては、企画提案書の記載事項に「要望事項等」という項目を設けており、市への要望事項や特記事項を記載することが可能となっていた。しかしながら、実施要項に添付された審査項目及び配点表には当該項目についての規定がなく、審査の際には減点項目として取り扱っていた。</p> <p>減点対象となる審査基準のみを開示しないことは、参加者や市民に手続の公正性に対する疑念を抱かせかねないので、採点に疑義が生じないように留意されたい。</p>	<p>当事案の指摘内容について、茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領を参照して問題点を確認しました。今後、プロポーザル審査事務を行うにあたり、公正性、透明性を確保して、適切な事務を進めてまいります。また、課内で当事案の情報共有を行いました。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課		福祉部 福祉総合相談課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第18条第1項）としているが、報告をさせていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月1日
		今後、取扱責任者及び業務従事者の報告様式を定め、受託者から報告させます。	
2	<p>【茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）】</p> <p>特別支援を実施する場合は、事前に対象生徒と学習生活支援員との面談を実施し、その必要の有無を認定する（仕様書5(5)）としているが、認定に係る起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月1日
		今後、特別支援の認定に係る起案・決裁を行います。	
3	<p>【茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）】</p> <p>契約に基づいて支払うもののうち、実績に応じて支払うものについては、文書管理システムで起案・契約事務を行い、債務確定後に支出負担行為兼支出命令により支払う（財務事務についてⅡ支出負担行為）とされている。</p> <p>しかしながら、特別支援の実施実績に応じて支払う特別支援スタッフの人件費に係る費用について、文書管理システムでの起案処理を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月1日
		今後、実施に係る起案・契約事務を行い、その後支払うよう、適切に事務を執行いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【市内事業所の物品販売促進実費徴収金】</p> <p>物品の管理簿について、販売数を正確に記録しておらず、正確な販売数及び在庫数が確認できない事例が見受けられた。日々の記録管理方法を改善するとともに棚卸の結果を正確に記録されたい。</p>	<p>令和6年2月から、在庫管理表様式に確認印欄を設定し、チェック体制の強化を図りました。</p>
2	<p>【茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払いをするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、前金払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件業務委託は、前金払としているが、その理由を起案文書等に記載していなかった。</p> <p>理由が明示されなければ、前金払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、起案文書等には、前金払の理由を明記されたい。</p>	<p>今後、契約関係文書に前金払の理由を明記し、適切に事務を執行いたします。</p>
3	<p>【茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）】</p> <p>実施日及び実施時間は、対象者の利便性などを考慮し、委託者と受託者の協議により決定する（仕様書5(4)）としているが、協議により決定していなかった。直近5年間で実施日及び実施時間の変動がないため協議をしていなかったとのことであるが、協議の必要がない事項であるならば決定している内容を明記し、仕様書を実態に即した記載にするよう見直されたい。</p>	<p>今後、仕様書に決定している内容の明記及び必要であれば協議を行う旨を記載します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）		
監査対象部課	福祉部 障害福祉課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【不正利得に係る返還金】</p> <p>現年度の調定に係る歳入について、歳入徴収者は、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかつたものがあるときは、徴収簿等に翌年度に繰り越す旨を記載するとともに、収入未済額繰越内訳書を調製しなければならない（茨木市財務規則第40条第1項）。また、繰り越された収入未済額については、繰り越された年度において、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならない（同規則第40条第3項）とされている。</p> <p>しかしながら、令和4年度から令和5年度への繰越分の調定処理を4月1日に行っており、出納整理期間である令和5年4月及び5月に収入した返還金を、令和5年度の収入として処理していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月9日
		今後、財務規則に則した適正な処理を行います。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）
監査対象部課	福祉部 障害福祉課
委員意見	今後の方針等
1 【不正利得に係る返還金】 市町村等は、指定障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により訓練等給付費等の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項）とされているが、当該加算金を付すかどうかを判断した理由等の記録を残していない事例が見受けられた。疑義の生じることがないように、意思決定について記録を残すことを検討されたい。	福祉指導監査課からの通知文に事業所に加算金を支払わせる指導の有無等を追記してもらおうよう調整を行いました。今後、当該通知文を根拠とし返還額の決定及び請求の意思決定を行います。
2 【不正利得に係る返還金】 交渉経過等の記録について、エクセルファイルで管理しており、担当者が記載後、権限者が随時当該ファイルを確認しているとのことだが、内容を確認していることの記録がなかった。内部統制の観点から、権限者が確認したことの記録を残されたい。	引き続き権限者が随時当該ファイルの確認を行うとともに、定期的に権限者が確認した記録を残します。
3 【不正利得に係る返還金】 不正請求の事実が判明してから返還額の決定及び請求までの期間が1年以上経過していた事例が見受けられた。 当該事業の返還金は他自治体に対するものもあり、関係する他自治体との折衝に時間を要したためとのことであるが、不正請求の判明後速やかに請求を行わないことにより早期の徴収が困難になることも考えられる。双方の担当者同士で調整していたとのことであるが、状況に応じて管理職も対応するなど、適切な時期に事務処理ができるよう努められたい。	早期の徴収に向け状況に応じて管理職も対応しながら、適切な時期に事務処理ができるよう努めます。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	福祉部 障害福祉課	
	委員意見	今後の方針等
4	<p>【地域生活支援事業扶助費】</p> <p>本事業は、適切な事業運営を確保することができるかと認められる社会福祉法人等（以下「受託者」という。）に委託する方法で実施する（茨木市移動支援事業実施要綱第2）こととしており、各受託者と業務委託契約を締結しているが、契約書の規定と実務が整合していない事例が見受けられたので、整理を検討されたい。</p>	<p>契約書の規定と実務の整合の観点を踏まえた上で、契約内容の精査及び見直しを検討します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	福祉部 障害福祉課（企画財政部 政策企画課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市合理的配慮の提供に係る助成金】</p> <p>本市の補助事業及び助成事業（以下「補助事業等」という。）において、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）も補助対象としているものが見受けられる。</p> <p>一般的に、補助対象者が事業者で、かつ消費税等の納税義務者である場合、消費税等の確定申告を行うことにより、補助事業等に係る仕入れに対して支払った消費税等の一部又は全部の控除を受けることができる。この場合、補助対象者が実際には負担していない消費税等額を、補助金等で支出することになる。</p> <p>本市の補助事業等の中には、消費税等額を補助対象経費から除くこととしているものや、補助事業完了後に消費税等の申告により補助対象経費に含まれる消費税等額のうち課税仕入れに係る消費税等額として控除できる額が確定した場合に、これに係る補助金相当額を返還させる取扱いとしているものもあるが、これらの対応がなされていないものも多く存在する。消費税等の取扱いについて統一的な方針を定めることを検討されたい。</p>	<p>補助金にかかる消費税等の取扱いについて、全庁的に統一的な方針を検討いたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	都市整備部 北部整備推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【安威川ダム周辺整備事業事前プロモーション業務委託料】</p> <p>打合せの協議録に関し、協議時間に比して、記載内容が乏しいものも見受けられた。資料による説明等であったことから簡潔に記載しているということであるが、議論の内容及びその経緯や結果などを詳細に記載するなど、事後でも打合せ内容がわかるような記載となるよう努められたい。</p>	<p>議論の内容及びその経緯や結果など、事後でも打ち合わせ内容がわかるような記載とするよう努めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）		
監査対象部課	都市整備部 市街地新生課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画等具体化支援業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としているが、業務打合せ簿による確認はしていたものの、再委託の承諾に関する起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月6日
		委託業務の一部の再委託について、起案・決裁を行い書面により承諾いたしました。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）		
監査対象部課	都市整備部 用地課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【不動産鑑定手数料】 予定価格が5,000,000円以上10,000,000円未満の手数料に係る支出負担行為を行うことは、企画財政部長の専決事項（茨木市事務決裁規程別表第1）とされているが、主管部長決裁としていた。	措置状況	措置済 令和6年1月31日
		令和6年1月31日付にて企画財政部長まで決済処理を完了し、是正の措置を講じたものです。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	学校教育部 教職員課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 【茨木市立小中学校修学旅行付添看護師派遣業務委託料】 受託者は、月ごとの派遣が完了したときは、遅滞なく実績報告書及び派遣料金の請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の実績報告書及び請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に派遣料金を支払うものとする（同条第2項）としているが、実績報告書が提出されていないにもかかわらず、委託料を支払っていた。	措置状況	措置済 令和6年2月9日
	来年度の契約業者が決定次第、調整を行います。	
2 【茨木市立小中学校修学旅行付添看護師派遣業務委託料】 修学旅行終了後に看護に係る記録を提出する（仕様書3（2））としているが、提出させていなかった。	措置状況	措置済 令和6年2月9日
	来年度の契約業者が決定次第、調整を行います。	
3 【茨木市立小中学校修学旅行付添看護師派遣業務委託料】 本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約の要件には該当せず、指名競争入札で行うべきところ、随意契約（見積合わせ）で契約相手方を選定していた。	措置状況	措置済 令和6年2月9日
	来年度にむけて、契約検査課と業者選考会議を実施しています。	
4 【茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料】 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。	措置状況	措置済 令和6年2月9日
	来年度から、担当者と別の担当者1名で確認を行います。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課		学校教育部 教職員課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
5	<p>【茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料】</p> <p>事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月9日
		来年度から記載します。	
6	<p>【茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務における取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、市に報告しなければならない（契約書第16条第1項）としているが、報告させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年1月11日
		令和5年度分については、システム業者から提出済みです。電子供覧済み。	
7	<p>【茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする（同条第2項）としているが、実績報告書が提出されていないにもかかわらず、委託料を支払っていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月8日
		実績報告書の様式について、システム業者と調整は完了しています。	
8	<p>【茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料】</p> <p>納品物として運用保守計画書を納入すること（業務仕様書第1章3（2））としているが、納入させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月9日
		来年度から提出を求めます。現在、システム業者と調整中です。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）		
監査対象部課	学校教育部 教育センター		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【校務支援システム使用料】 検査結果通知書について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。	措置状況	措置済 令和6年2月5日
		起案処理については複数の担当者と情報共有・確認し、遅延が発生しないようにする。遅延した場合は遡って処理を行わず、遅延した理由を記載の上、適正に対処する。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年11月22日（水）～ 令和6年1月12日（金）	
監査対象部課	学校教育部 教育センター	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【校務支援システム使用料】</p> <p>仕様書の内容が実務と一致していない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものであると考えられる。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。</p>	<p>仕様書を作成する際は、本市が希望する業務内容について、複数の担当者で実際の業務内容と一致しているかどうか精査、確認する。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）		
監査対象部課	市民文化部 共創推進課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市民活動センターの「おにクル」移転前準備業務委託料】</p> <p>受託者は、契約締結と同時に契約保証金を市に納付するものとする（契約書第5条）としているが、契約締結日までに納入させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月13日
		今後、同様の事案において注意をして事務を執行いたします。	
2	<p>【茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」市民等参加推進支援業務委託料】</p> <p>見積金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の委託の決定を行うこと（執行伺）は、企画財政部長の専決事項（茨木市事務決裁規程 別表第1）とされているが、財政課の回議をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月13日
		今後、同様の事案において回議もれのないよう注意をして事務を執行いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	市民文化部 文化振興課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【第2回川端康成青春文学賞運營業務委託料】</p> <p>本件業務委託について、取扱責任者及び業務従事者の報告を受託者に求めていなかった。</p> <p>取扱責任者は、受託者の窓口となるもので、責任者を特定し報告を受けることは、効率的かつ円滑な業務執行のうえで必要であると考えられる。また、業務従事者についても、本件業務に係る事故が発生した際の対応等のため、把握しておくことが必要である。</p> <p>効率的な業務執行や事故発生時の対応等の観点から、受託者に取扱責任者及び業務従事者の報告を求められたい。</p>	<p>業務委託においては、受託者に取扱責任者及び業務従事者の報告を求める旨を契約書に記載し、報告を求める。</p>
2	<p>【茨木市文化振興ビジョン改定業務委託料】</p> <p>プロポーザル選定会議後に議事録を作成しているが、課内で供覧しておらず、結果として、第2回選定会議について、質疑の内容を議事録に記載していないほか、開催日時等の誤り、出席者のうち選定委員名が判別できない等の不備も見受けられた。</p> <p>議事録は、議事の経過や決定事項等を残すための記録であり、プロポーザルが公正かつ適切に実施されたかを確認するうえで重要なものである。プロポーザルの実施にあたっては、手続きの公正性及び透明性が求められることに留意し、正確性はもとより、必要かつ十分な内容の議事録を作成し、課内で供覧のうえ保存されたい。</p>	<p>記載内容の修正を行い、課内で供覧を行いました。</p> <p>今後は必要かつ十分な内容の議事録の作成、供覧及び保存について徹底します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	建設部 交通政策課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 【茨木市違法駐車防止活動業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除しているとのことであるが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p> <p>また、契約保証金を免除するか否かは、契約締結時に決める必要があるにもかかわらず、契約書に、「但し、茨木市財務規則第129条第4項第3号の規定により免除することがある。」と記載していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月15日
	令和6年度契約から記載を修正します。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	建設部 交通政策課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市違法駐車防止活動業務委託料】</p> <p>活動要領（以下「仕様書」という。）の内容が実務と一致していない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するという事は、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものであると考えられる。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。</p>	<p>令和6年度契約から「茨木市違法駐車防止活動要領5（1）ウ」は削除します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課		建設部 建築課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市営住宅緊急修繕料（建築）】</p> <p>見積徴取にあたり契約方法を随意契約としているが、起案文書中に根拠法令等を記載していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月6日
		令和6年度分から根拠法令を記載いたしました。	
2	<p>【市営住宅緊急修繕料（建築）】</p> <p>事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月6日
		令和6年度分から、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨を随意契約要項書に記載いたしました。	
3	<p>【市営住宅緊急修繕料（建築）】</p> <p>契約保証金を免除するか否かは、契約締結時に決める必要があるにもかかわらず、契約締結伺において、「契約金額の5%以上とする。ただし、茨木市財務規則第129条第4項の規定により免除することがある。」としており、契約書にも同様の記載をしていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月6日
		今後、契約保証金の取扱いについて決定したうえで処理するようにし、契約締結伺及び契約書の記載も改めます。	
4	<p>【市営住宅緊急修繕料（建築）】</p> <p>受託者は、修繕業務を完了したときは、遅滞なく市に完了報告書を提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、完了報告書の提出があったときは、完了確認のため、速やかに検査を行わなければならない（同条第2項）としている。</p> <p>しかしながら、修繕業務完了後に業務写真帳を提出させているものの、報告書の提出が四半期ごとになっていた。</p> <p>また、修繕業務完了後、検査は速やかに行っているとのことであるが、修繕業務ごとに検査を行った記録を残しておらず、書面上、四半期ごとにしか検査を行っていないことになっていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月6日
		<p>建築以外の修繕では、業務完了後に報告書を提出してもらうよう改めました。</p> <p>今後、建築での修繕が発生した場合、同様に処理いたします。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	建設部 建築課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【市営住宅緊急修繕料（建築）】</p> <p>本件契約は、単価契約であるにもかかわらず、「定めのない単価については見積額とする。」と契約書で規定している。定めのない単価のもので、見積書を徴する必要があるものについては、別途、支出負担行為が必要になると考えられ、さらに、見積書を徴して実施している修繕も多いことから、支出負担行為の取扱いや単価契約の設定項目について検討されたい。</p>	<p>単価契約の設定項目の見直しを行うとともに、契約書の「定めのない単価については見積額とする。」の規定は削除いたします。</p> <p>今後、契約書に定めのない項目については、修繕ごとの支出負担行為により実施いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課		建設部 公園緑地課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【西河原公園 ジャンボ滑り台塗装修理 西河原公園 ジャンボ滑り台修理外1件】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、指名の段階で免除しているとのことであるが、見積依頼業者伺書及び契約締結伺にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月22日
		今後、見積依頼業者伺書、及び契約締結伺いに契約保証金免除である旨の記載、免除根拠を記載いたします。	
2	<p>【公園施設長寿命化計画策定業務委託料】</p> <p>契約締結伺において、契約書の条項を添付せずに決裁していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月22日
		今後、契約書については条項を含め添付するように、事務処理及びチェック体制を徹底します。	
3	<p>【障害者福祉増進の為の公園除草業務委託料】</p> <p>契約締結伺において、仕様書を添付せずに決裁していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月22日
		今後、契約締結伺いに仕様書を添付します。	
4	<p>【障害者福祉増進の為の公園除草業務委託料】</p> <p>受託者は、業務の履行について責任者を定め、市に報告しなければならない（契約書第18条）としているが、報告をさせていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年2月22日
		今後、受託者に責任者を定めさせ、報告書等の提出を受けます。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	建設部 公園緑地課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【西河原公園 ジャンボ滑り台塗装修理 西河原公園 ジャンボ滑り台修理外1件】</p> <p>当該2件の修繕工事は、いずれも同一期間における同一対象物の修繕であり、一括して発注すべきであったと考えられるにもかかわらず、修繕内容ごとに個別の契約を締結していた。一つの契約で実施可能な工事を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねず、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。安易な分割発注は厳に慎まれない。</p>	<p>緊急を要する修繕工事であっても、一括発注すべき工事は、一括発注し、安易な分割発注と見受けられることのないよう努めてまいります。</p>
2	<p>【障害者福祉増進の為の公園除草業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であることを理由とした随意契約としており、相手方の選定理由を、本市内の障害者就労関係事業所との間において物品等の調達を仲介する業務を行う共同受注窓口であるためとしている。</p> <p>しかしながら、契約書において、業務の再発注先を障害者支援施設等に限定しておらず、また、再発注先についての報告を求めていなかった。</p> <p>受託者から適切に対象事業所へ再発注されているかは重要な事項であるので、契約書の内容を見直されるとともに再発注先についての報告を求められたい。</p>	<p>契約書に再発注先を障害者支援施設等に限定するとともに、再発注先、再発注額一覧の報告を求めることを記載します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）	
監査対象部課	消防本部 総務課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【消防手数料】</p> <p>運用金の管理について、日々権限者による確認をしているとのことであるが、確認をした記録が月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者が日々確認したことの記録を残すことを検討されたい。</p>	日々確認し記録として残します。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年1月15日（月）～2月21日（水）		
監査対象部課	消防署 警防課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【布団洗濯手数料】</p> <p>予定価格が1,000,000円以上5,000,000円未満の手数料に係る支出負担行為を行うことは、消防長の専決事項（消防長等専決規程第2条第2項、茨木市事務決裁規程別表第1）とされているが、課長決裁としていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月29日
		令和6年3月29日付けで決裁権者である消防長の承認を受けています。	
2	<p>【布団洗濯手数料】</p> <p>本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件には該当せず、指名競争入札で行うべきところ、随意契約（見積合わせ）で契約相手方を選定していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月7日
		今後は業務委託（役務）50万円超の案件においては、指名競争入札を実施して契約相手方を選定します。	
3	<p>【布団洗濯手数料】</p> <p>予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月7日
		今後は指名競争入札において、予定価格及び最低制限価格が決定したときは予定価格調書を作成します。	
4	<p>【布団洗濯手数料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的となる給付の内容等の事項を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項各号）。また、契約金額が1,000,000円を超えないものについては契約書の作成を省略することができる（同規則第128条第1号）とされている。</p> <p>本件契約では、予定総額が1,000,000円を超えているにもかかわらず、契約金額が1,000,000円を超えないものとして契約書の作成を省略していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年3月7日
		今後は予定総額が1,000,000円を越えている案件においては、契約書を作成します。	